

国保加入者
の皆さんへ

10月から

出産育児一時金の 支給額と支払い方法が変わります

●支給金額が変わります

【9月までの出産】

38万円を支給

変わります

【10月1日からの出産】

42万円を支給



●病院に直接支払う仕組みに変わります

これまで、出産にかかる費用を病院などに一度支払った後に、国保に申請し出産育児一時金の支給を受けていました。それが10月からは、手元にまとまった出産費用がなくても、安心して出産ができるように、病院で手続きすることで出産育児一時金(42万円)の範囲内で、国保が出産した病院に費用を直接支払う仕組みに変わります。

なお、出産費用が42万円未満の場合は、その差額を国保に申請し、受け取ることができます。また、今までどおりの方法で出産育児一時金を受け取ることもできますので、詳しくは、出産を予定している病院が市健康推進課にお問い合わせください。

問合せ先 市健康推進課国保係

●●● 基礎年金の国庫負担が変わりました ●●●

国民年金の基礎年金の支給には、加入者が納める保険料の他に国が3分の1の負担をしています。平成21年4月以降の加入期間については、国の負担を2分の1に引き上げました。

国の負担割合が変わったことで、今後の国民年金保険料が4分の1免除、半額免除、4分の3免除、全額免除が該当になった方は、免除期間にかかる保障がさらに充実されることになり、年金額への反映割合が大きくなります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 ・ねんきんダイヤル ☎ 0570 - 05 - 1165

平日の午前8時30分から午後5時15分(月曜日(休日の場合は火曜日)は午後7時まで)、第2土曜日の午前9時30分から午後4時。

・市民サービス課年金係または岩見沢社会保険事務所(9西3) ☎ 22局5804

退職した方へ

住宅手当を支給します

厳しい雇用情勢が続いている中、仕事と住居を同時に失った方に対し、住居と安定した就労機会の円滑な確保の支援を行うため、住宅手当(住宅費相当額)を支給します。

支給期間 6か月間を限度

月額支給限度額

単身世帯 29,000円

複数世帯 37,000円

支給方法 住宅の貸主、管理会社の口座に振り込み

申込・問合せ先 10月1日(木)から市保護課庶務係で

対象 次の全てに該当する方

- ・申請時の2年以内に退職した方
- ・退職前に世帯の生計を維持していた方
- ・公共職業安定所へ求職申し込みをしている方
- ・住宅を喪失または賃貸住宅に入居している方
- ・原則、収入がない方

ただし、臨時的収入や同居の親族の収入が、単身世帯で月額84,000円以下、複数世帯で月額172,000円以下(見込みも可)の方は申請できません。

- ・世帯の預貯金の合計が、単身世帯で50万円、複数世帯で100万円以下の方
- ・生活保護などを受けていない方